

茨城県立常陸太田特別支援学校部活動に係る活動方針

令和4年12月に茨城県教育委員会より茨城県「部活動の運営方針」が策定されたことを受け、本校では以下のように部活動を運営致します。

1 部活動の基本的な考え

- ・部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。
- ・合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。
- ・部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりしない
- ・バランスの取れた心身の成長と豊かな学校生活の実現

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 活動時間の上限の遵守

- ・平日における活動は週1回。水曜日の15時10分から16時10分とする。ただし、水曜日に実施できない場合は金曜日に実施する。
- ・夏季休業中は、熱中症対策を最優先とし、実施の可否を夏季休業前に判断する。実施する場合は、一日あたりの上限時間を1時間30分とする。
- ・インターンシップ及び職場体験学習、個別面談時は実施しない。ただし、大会が控えている部活動に関しては週2回を限度に行うことがある。

(2) 部活動の朝の活動

- ・原則、実施しない。

(3) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・参加する大会や練習試合等は、顧問で精査後管理職に相談し、負担軽減を図る。
- ・大会等の参加数の上限は、原則1年間6回までとする。

(文化部における作品展等についても同様)

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

① 生徒による主体的な企画・運営の導入

- ・生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら練習計画を考えたり、部顧問に相談したりして一緒に考える。

② 費用負担等の見直し

- ・教材費や関係団体への登録費、大会参加費等は必要に応じて、徴収する。
- ・作品展や大会等、会場までの交通費は、自己負担とする。

※ P T A・後援会費から、借上バス代・ユニホーム作成等の部活動に係る費用を充当する場合は、全保護者に理解を得るなど、部活動未加入生徒とその保護者に十分に配慮する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 部顧問対象研修の設定

- ・教職員による心肺蘇生法やAED使用方法の研修の実施

② 熱中症の防止

- ・生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。
- ・「熱中症予防運動指針」(日本スポーツ協会)等を参考に、実施について適切に判断する。
- ・気象庁「高温注意情報」及び環境省「熱中症予防情報サイトの暑さ指数」等の情報に十分配慮する。

※校内での計測を行い、値により、活動内容を検討する。

- ・活動実施時は「熱中症予防運動指針」に応じ、こまめな休憩をとり、水分・塩分の補給を行う等、生徒の健康管理を徹底する。暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

③ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を徹底する。
- ・生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活)に配慮する。
- ・体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ①活動方針、年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を作成し、学校ホームページ上へ掲載し公表する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ① 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないように活動内容や時間の工夫や配慮をする。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- ・特定の教員のみが継続的に部活動に関わる状況を作らないように留意し、指導にあたる時間の平準化を図る。
- ・練習日は各部活動2人以上の顧問を配置し、安全に取り組める体制で指導にあたる。